

令和6年度 第4回 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会

- 1 日 時 令和7年3月6日（木）午後2時00分～午後3時40分
- 2 場 所 府中駅北第2庁舎 3階会議室
- 3 出席委員 12名（50音順）
石渡委員、井手委員、井上委員、入澤委員、岸委員、島村委員、鈴木委員、田代委員、永合委員、廣瀬委員、山崎委員、吉木委員
- 4 欠席委員 4名（50音順）
河西委員、松村委員、山岡委員、山本委員
- 5 出席職員
柏木福祉保健部長、小森福祉保健部次長（兼）生活福祉課長
<高齢者支援課>
鈴木高齢者支援課長、小暮高齢者支援課長補佐、神田地域支援係長、
林地域包括ケア推進係長、平澤介護予防生活支援担当主査、伊藤相談担当主査、
長岡在宅療養推進担当主査、正木事務職員
<介護保険課>
山下介護保険課長、矢島介護保険課長補佐、小俣資格保険料係長、
小島介護保険制度担当主査、井上介護サービス係長、石井介護認定係長、
松本施設担当主査
- 6 傍 聴 者 0名
- 7 内 容
 - (1) 本日の会議について
 - (2) 令和6年度府中市地域包括支援センター業務チェック結果について
 - (3) 令和7年度予算概要（地域包括支援センター関連）について
 - (4) 令和7年度第一号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる居宅介護支援事業所について
 - (5) 府中市地域包括支援センターみなみ町の所在地の変更について
 - (6) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）の策定のためのアンケート調査の概要について
 - (7) 令和6年度地域密着型サービス指定関係報告について
 - (8) その他

8 配付資料

- 資料1 府中市地域包括支援センター業務チェック実施報告書
- 資料2 令和7年度府中市地域包括支援センター関連予算概要
- 資料3 第一号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる居宅介護支援事業所
- 資料4 府中市地域包括支援センターみなみ町の所在地の変更について
- 資料5 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）策定のためのアンケート調査の概要について
- 資料6-1 指定地域密着型サービス事業所の指定更新について
- 資料6-2 他区市町村所在の指定地域密着型サービス事業所の指定申請・指定更新について
- 資料6-3 指定地域密着型サービス事業所の廃止について
- 資料6-4 他区市町村所在の指定地域密着型サービス事業所の廃止について
- 資料7 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定

9 全文録

○事務局 定刻となりましたので、ただ今から「第4回高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいなか本日の会議にご出席くださり、誠にありがとうございます。

はじめに、事務局より本日の協議会委員の出席状況をご報告いたします。本日は、12人の委員にご出席をいただいておりますので、協議会規則第4条第2項により、会議が有効に成立いたしますことをご報告いたします。また、本日は傍聴希望の方はいらっしゃいませんので併せてご報告します。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

はじめに会議次第、

- 資料1 府中市地域包括支援センター業務チェック実施報告書
 - 資料2 令和7年度府中市地域包括支援センター関連予算概要
 - 資料3 第一号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる居宅介護支援事業所
 - 資料4 府中市地域包括支援センターみなみ町の所在地の変更について
 - 資料5 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）策定のためのアンケート調査の概要について
 - 資料6-1 指定地域密着型サービス事業所の指定更新について
 - 資料6-2 他区市町村所在の指定地域密着型サービス事業所の指定申請・指定更新について
 - 資料6-3 指定地域密着型サービス事業所の廃止について
 - 資料6-4 他区市町村所在の指定地域密着型サービス事業所の廃止について
 - 資料7 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定
- でございます。資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、以降の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、はじめに前回の議事録の確定をしたいと思います。既に委員の皆様には事前にメールにて送付されていますが、何か修正等の連絡が事務局にありましたか。

○事務局 一度案を送付以降、委員の方から修正のご連絡はございませんでした。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。それでは、本日この場をもって、前回の議事録を確定し、今後、事務局において市政情報公開室や市のホームページ等で公開することとします。

それでは、お手元の次第に従って議事を進めます。はじめに、議事1の「本日の会議」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、本日の会議について、次第をご覧ください。

本日の会議の内容ですが、地域包括支援センター運営協議会として、次第の2、令和6年度府中市地域包括支援センター業務チェック結果について、次第の3、令和7年度予算概要（地域包括支援センター関連）について、次第の4、令和7年度第一号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる居宅介護支援事業所について、次第の5、府中市地域包括支援センターみなみ町の所在地の変更について、ご報告いたします。

続いて、第10期計画の策定準備として、次第の6、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）の策定のためのアンケート調査の概要について、ご説明いたします。

続いて、次第の7、令和6年度地域密着型サービス指定関係報告について、ご説明いたします。

最後に、次第の8、その他として、次回協議会の開催等についてご案内いたします。説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。本日は、次第の2～7に記載の内容についての報告及び委員からの意見を確認したいとのことでした。それでは、事務局から説明のあった「本日の会議」についてご質問はありますか。

それでは無いようですので、議事1は以上とします。次に、議事2の「令和6年度府中市地域包括支援センター業務チェック結果」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料1「令和6年度府中市地域包括支援センター業務チェック実施報告書」をご覧ください。

本件は、地域包括支援センター運営協議会の所掌事務である「センターの運営に関すること」のうち、センターの運営状況に関する評価結果について報告するものです。

こちらの資料は、11か所の地域包括支援センターごとに、年度当初に設定した各事業の計画の進捗状況について、昨年12月に、各センターと市それぞれが、令和6年度の中

間評価を行った結果をまとめたものです。始めに、1ページの「1 実施概要」をご覧ください。まず、業務チェックの「目的」についてですが、高齢者にとって最も身近な相談窓口である地域包括支援センターの運営が、安定的・継続的に行われることが地域包括ケアシステムを構築していくうえでは欠かせません。そのために、地域包括支援センター自らが、その取組を振り返るとともに、市がセンターの運営や活動に対する点検や評価を実施し、その結果を踏まえて、センターと市が事業の質の向上のための必要な改善を図っていくことを目的としています。

次に、「方法」についてですが、高齢者支援課の職員が、各センターを訪問し、センターより事前に提出された業務チェックシート等に基づきヒアリングを実施し、その結果について、よく取り組まれている業務や今後取組が期待される業務をまとめ、本協議会に報告するものです。2の実施内容については、各センターの評価内容の詳細について、3ページ以降のA3の資料にまとめております。次のページ参照としておりますが誤りでございます。失礼いたしました。

3ページをご覧ください。現在ご覧いただいているのは泉苑に関する報告です。結果はセンターごとに1ページにまとめており、構成といたしましては、左側から順に、総合相談支援業務などの対象業務名、各センターが作成した「令和6年度事業計画」、「地域包括支援センターの中間の自己評価」、ヒアリングの結果を踏まえた「市の中間評価」となっております。評価は4段階で行っており、◎が計画以上に進んでいる、○が計画どおり進んでいる、△があまり進んでいない、×が全く進んでいない、としております。残りのセンターについては、4ページ以降に記載しております。各センターの個別のご説明は省略させていただきますが、各センターの自己評価の一覧について2ページ目にまとめております。

2ページの「3 自己評価比較表」をご覧ください。こちらは、各センターの昨年度及び今年度の自己評価を対象業務ごとに比較した表でございます。前年度との変化の大きかった事業について、次の「4 各地域包括支援センターの自己評価の傾向」でご説明いたします。まず、評価が上がったものとして、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務でございます。こちらは、ケアマネサロンの定期開催と行政や他機関との情報交換により、多職種の連携が促進できていると捉えているセンターが増えたことによるものです。

次に、評価が下がったものでございますが、1つ目が、②権利擁護業務です。こちらは、成年後見制度の手續に時間がかかることや、詐欺や消費者被害の情報提供が遅れることを課題として捉えており、また、地域住民や関係機関への普及啓発に費やす時間の確保についても課題として挙げているセンターが増えたことによるものです。

続いて2つ目が、⑧介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務です。こちらは、短期集中予防サービス事業であるサービスCの利用促進が難しいことや、圏域変更によるプランの引継ぎに加え、新規プラン作成に係る業務負担を軽減するための業務の効率化が課題として捉えているセンターが増えていることによるものです。

評価が下がった部分については、各業務の時間の確保が満足にできていないという意見が見られました。今年度については、昨年10月からの担当地区変更の対応があり、例年よりも業務負担が高い年であったものの、恒常的に発生する業務の効率化については各センターから意見が上がっているところでございますので、各センター共通で効果を上げら

れるような取組をセンターの意見を踏まえながら検討し、実行してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局から、令和6年度府中市地域包括支援センター業務チェック結果について説明していただきました。それでは、今の事務局からの説明を受けて委員の皆さまからご意見、ご質問等を受け付けたいと思います。何かございますでしょうか。

○委員 各センターとも、10月の圏域変更に伴って、通常以上の業務量がかかっていると推測致します。その中で評価が下がったものというところでご説明いただいたのですが、1件目の権利擁護業務のところ、成年後見制度の手続きに時間がかかると挙げられていますが、具体的に、成年後見制度の手続きはいろいろな工程があると思うのですが、どの部分に時間がかかってしまうのかをお聞きしたいと思います。センターの努力ではどうにもならない部分もあるのかと思いますのでよろしくお願いいたします。

○事務局 成年後見制度の手続の中で、市で行っている戸籍調査にかなり時間がかかっているという状況があります。また、権利擁護センターでの候補者の選任についても時間がかかっているという実情がございます。

○会長 ありがとうございます。他にはございますか。

○委員 評価が下がったものというところで、⑧の介護予防ケアマネジメントと予防支援事業に関して、圏域が変わったことによるプランの引継ぎ等で、いつも以上に時間がかかったこともあるかと思いますが、もともと予防プランが、地域包括支援センターの業務の中でかなり負担や時間がかかることがあると思います。その部分を居宅へ委託ということも進んでいいのかなと思います。今後、仕組みとして、包括と居宅での予防プランに関するバランスの取り方で、具体的な案があるのかというところと、このサービスCのその利用促進が難しい要因と改善策があれば教えていただきたいと思います。

○事務局 まず1点目のケアマネジメントの予防プランの負担というところですが、各包括の主任ケアマネジャーを中心にご意見等いただいております。圏域変更で今年は本当に大変だったというお話を聞いているところです。市としましても、主任ケアマネジャーと何が負担軽減につながるかということをお話し合っております。来年度から変更しようと思っっているものがあります。認定期間の間の要支援の方の計画は1年ごとに見直さなければなりません。1年経過して計画が変わる段階で、必ずサービス担当者会議を行うことになっているのですが、担当の方に伺うと、その担当者会議を開くための調整が一番大変だという話がありましたので、要支援の方であっても状態があまり変わらず、担当者が集まらなくても確認さえ取ることができれば問題ない場合には、会議を省略できるような仕組みを考えているところです。それが実現してもまだ負担が大きいという声はありますが、少しずつ変えられるところから一緒に考えていきたいと思っております。

2点目のサービスCの利用促進が進まないというところですが、担当としても内容の説明が難しいところがあり、リハビリテーション職の方と利用者の個別の面談によって、その方ができているところを伸ばしつつ、生活の中で改善できるところを見つけて、3か月で状態を良くしていこうというのですが、なかなかイメージが湧きづらいものと捉えています。そこで、年度末になってしまいましたが、サービスCを利用された方の、ビフォーアフターがわかる動画を作成しており、それが完成すれば、話やチラシの文字で見るとよりも、利用者にとっても分かりやすいですし、包括支援センターの職員も説明がしやすくなるかと考えています。

○会長 はい、ありがとうございます。法律の変更後、居宅の受け入れの新しい申請は来ていますでしょうか。

○事務局 令和6年の4月以降、居宅介護支援事業所において、介護予防支援の業務を担うことができるようになりました。それに伴う法律は整っているものの、現状の市における居宅介護支援事業所からの申請の件数というのは0件になります。こちらについても、全国的にも数が伸び悩んでいる状況ではあります。その要因としましては、現状の居宅介護支援事業所自体が、要介護の方の対応に負担が多くかかっているところと委託という形で、包括支援センターから受けているケースはあるのですが、それを委託のケースから、自身で担当するケースに切り替えるかを比較したところ、介護予防の指定を取るまでに至れないような負担感があるという話は聞いております。

○会長 ありがとうございます。他にはございますか。

○委員 2点あります。1つは圏域が変わったことで、利用者側の混乱があったのかどうか。それからもう1つは、この一覧表を見ると、安立園がほぼ△で、しんまちが◎が多いです。これは、包括支援センターの中で個別の事情があるのか、地域性なのか、その辺りを教えていただければと思います。

○事務局 はい、1点目の圏域変更に伴って、住民の方に混乱があったかという点についてでございますが、市の方に、圏域変更後に大きなトラブルに繋がるようなご意見というのは、特段、寄せられてないというのが現状でございます。これまで関わってきたセンターから切り替わることへの不安について、数件ご意見をいただきましたが、実際にそれがサービスの低下に繋がったという結果には至ってないと捉えてございます。もう1点の、安立園としんまちの評価に関してですが、安立園については、担当する高齢者人口が1.5倍ほどに増えたということもございまして、特に介護予防の部分について、その引き継ぎを行うケアプランが、想定以上に多かったというところで、本来であれば、年度の当初に立てた目標や各業務について、それぞれ実施していきかけたが、なかなか思った以上に時間が取れなかったと聞いています。実際に安立園へヒアリングに行きましたが、職員の方の自己評価として、事務局としては計画どおりにできていると言える業務についても、△という自己評価をしている傾向が見られました。しんまちについては、1年以上に

わたり圏域変更への準備をしてきたこともあり、引き継ぎも含めて、当初の想定どおり対応できたことで、評価が高くなっているものと捉えてございます。

○委員 介護予防のところで、インフォーマルサービスの活用というのが出てきていますが、具体的にはどのようなインフォーマルサービスに繋がっているのかと、そのインフォーマルサービスがどこで、どういうことをやっているものかを、誰が、どのように把握して紹介していらっしゃるのかについてということをお聞きしたいです。

もう1点、地域交流広場というのをやっていらっしゃるようですけれども、地域交流広場自体はフォーマルサービスなのかインフォーマルサービスなのかをお聞きしたいです。

○事務局 まずインフォーマルサービスの活用というところですが、今年度から各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを1名配置しております。基本的には、その方がインフォーマルサービスやフォーマルサービスなどを把握して、高齢者の方に紹介しています。そして、もともと社会福祉協議会でも、同じ名称ですが、生活支援コーディネーターを配置しております。そのため、各地域に2名ずついる生活支援コーディネーターが連携して、地域の資源を把握しているのが現状でございます。具体的には、社会福祉協議会のわがまち支えあい協議会で、サロンの活動や、自主グループの活動を紹介していただく方が多いと思っております。

2点目の地域交流広場ですが、これは市から、各地域包括支援センターに介護予防事業として委託している事業ですので、フォーマルサービスと捉えております。

○委員 介護予防マネジメントのケアプランの委託のところについて、かなりの件数を受けているのですが、このプラン料に関して、例えばプランの数量が多ければ、収入があつて人を増やして少し楽にできるというような仕組みになっているのかどうか、再度確認したいと思います。

○事務局 介護予防のケアマネジメントのプラン料については、請求をいただいて、件数が増えればその分増えるという形になります。ただ、委託になりますと、プラン料の全体の中の95パーセントが委託先になりまして、残りの5パーセントが包括の方に入るといったような割り振りになっております。

○委員 もう1つ確認ですが、地域包括支援センターに対する委託費から差し引かれるわけではなくて、プラスで上乗せという形でよろしいでしょうか。

○事務局 はい。委託費とは別で、請求を上げていただいて、国保連合会を通じてお支払いしているというような状況です。

○会長 ありがとうございます。他にはありませんか。それでは無いようですので、議事2は以上とします。

次に、議事3の「令和7年度予算概要（地域包括支援センター関連）」について、事務局

から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料2「令和7年度府中市地域包括支援センター関連予算概要」をご覧ください。本件は、地域包括支援センター運営協議会の所掌事務である「センターの運営に関すること」のうち、センターに関連する来年度予算について報告するものです。

こちらの資料は、地域包括支援センター11か所の業務に係る費用を令和7年度と令和6年度で比較したものとなっております。なお、令和7年度予算については、現在開催されている市議会での審議を経て確定するため、予定額を記載しております。事業としては基本業務、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業関係業務、認知症総合支援事業関係業務、介護予防事業関係業務、第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント収入）、その他業務（ネットワーク構築等）の7つに分けており、委託料として地域包括支援センターに支払う予定のものでございます。このうち、前年度と比較して増減額が大きいものについて、その理由を資料右側に記載しております。

1つ目に、基本業務でございますが、こちらは、地域包括支援センター職員の賃金について、令和6年度の介護報酬改定の内容に準拠した処遇改善として、基本業務に関する人件費の増、また、市と地域包括支援センター間で高齢者に関する情報の共有ツールである支援センターシステムの使用料について、これまで委託料に含めて各センターで支払いをしていたものを市で一括して支払う運用に改めます。この見直しにより、委託料からは減としておりますが、各センターの不利益につながるものではございません。この2点の差引きとして、前年度比で217万3,000円の増額となっております。

2つ目に、介護予防事業関係業務でございますが、こちらは、各地域包括支援センターから提出される事業計画に基づき積算したことによる減によるもので、前年度比で283万8,000円の減額となっております。

3つ目に、第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント収入）でございますが、こちらは、過去の実績に基づき積算したことにより、前年度比で251万1,000円の減額となっております。

4つ目に、その他業務（ネットワーク構築等）でございますが、こちらは、先ほどと同様の処遇改善を理由とした地域包括支援センターのネットワーク構築に関する人件費の増により、前年度比で277万2,000円の増額となっております。

委託料全体としては、表の上部に記載の令和7年度予算額が6億1,968万5,000円となり、令和6年度予算額の6億2,012万9,000円と比較し、44万4,000円の減額、増減率としては、0.1パーセントのマイナスとなっております。説明は以上となります。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました内容について、委員の皆さんから何かご意見はありますでしょうか。

○委員 基本的なことなのですが、これは各地域包括支援センターにどのような割合で配分されるのでしょうか。

○事務局 各センターへの配分についてですけれども、担当する地区の高齢者人口に応じて、傾斜をつけて配分するものと、事業につき一律で設定している事業がございます。一律で設定しているものと言いますと、生活支援体制整備事業、在宅医療介護連携推進事業関係業務、認知症総合支援事業関係業務、その他業務（ネットワーク構築等）については、一律の配分となっております。

○会長 ネットワーク構築が進むといいという話を前の会長るときから言われていたことなので、さらに進むとよいと思います。他にはありませんか。それでは無いようですので、議事3は以上とします。

それでは、続いて議事4の「令和7年度第一号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる居宅介護支援事業所」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料3「令和7年度第一号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる居宅介護支援事業所について」をご覧ください。

本件は、地域包括支援センター運営協議会の所掌事務である「センターの設置等に関すること」のうち、センターが介護予防支援に関する業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定について、報告するものです。

初めに、表題にある、第一号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務についてですが、要支援認定者に対する、ケアプラン作成等のケアマネジメント業務が、これに当たります。こちらは、基本的には地域包括支援センターが行うこととされていますが、センターが居宅介護支援事業所に業務を委託することもできることとなっていることから、令和7年度に委託を予定している事業所の選定にあたり、公正・中立性を確保する観点から、事業所の一覧により、報告するものです。

「1 府中市内に所在する居宅介護支援事業所」は、市内に所在する事業所の一覧になっており、その事業所に委託を予定している包括を○で示しております。なお、全45事業所中、委託の予定があるのは36事業所となります。

次に2ページをご覧ください。「2 府中市外に所在する居宅介護支援事業所」は、市外に所在する事業所の一覧で、全部で13事業所です。説明は以上となります。

○会長 ありがとうございます。委託先となる予定の事業所をお示しいただきました。この件に関して、何か意見があればとのことですが委員の皆さんから何かありますでしょうか。

○委員 委託を予定しているセンターで○がいくつか付いていますが、この居宅が受け持つ件数としては、どのぐらいの割合で居宅の方が受けているのか教えていただきたいです。

○事務局 ただいまの居宅に委託できている件数についてでございますが、令和5年度の実績でお答えをさせていただきます。令和5年度につきましては、全体で22,888件作成をしたうち、居宅で作成したものが3,986件でございます、割合

で言うと17.4パーセントでございます。

○委員 17パーセントということだと、もう少し居宅側で受けてほしいということではあるのでしょうか。

○事務局 プランを立てられる人数を増やすしか方法がないという状況下で対応していただいておりますが、それでもやはり限界がありますし、プランを立てる以外の業務に支障が出てきているという声もたくさん聞いております。そのため、できるだけ委託を受けてもらえる方向で考えてはいるものの、どうしても、要介護の方たちのプランを立てるよりも安くなるため、なかなか受けてもらえないジレンマがあります。ただ、その中でも、居宅事業所の方との連携を地域包括支援センターはとても大事に思っています。それぞれの会議に参加して、常に顔が見える関係を持つことや、様々な課題について、一緒に研修会を開催することも計画し、実施しています。そこについて、市でもできる限り支援して、一緒にやっていきたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。他にはございますか。

○委員 横浜の鶴見区や世田谷の梅丘といった市外で結構遠方のところがありますが、こういったところに委託している場合に委託元の地域包括支援センターの方は結構連携が取りにくいのではないかと思えるのですが、どうしてこういうところと連携しているのでしょうか。

○事務局 市外の居宅支援事業所に委託している場合についてですが、府中市に住民票を置いたまま遠方にお住まいの実態がある場合、保険者は府中市のままとなります。その関係で遠方の居宅支援事業所にプランの委託をしているという状況でございます。

○会長 介護保険は住民票が基準となり、支援を行うことになるため、利用者の住民票に左右されてしまうという説明でした。他にはございますか。

○委員 単純な話なのですが、地域包括支援センターによって委託している数に差があります。たくさん事業所と契約しているところと数箇所しか契約していないセンターがあるようなのですが、これは単純にそのセンターでそのプランを立てる余力があるから事業所と連携していないのか、あるいは何かほかの要因があるのかということ把握されていたら、ぜひ教えてください。

○事務局 センターによって委託する事業所の数にばらつきがある点に関するご質問でございますが、基本的にはその委託をするかどうかは、その対応する件数の違いもございしますが、各センターの判断によるものでございます。よつや苑の委託する事業所が少ないところについては、10月の担当地区変更に伴い、対象の高齢者人口が、約3分の1に減ったというところと、そういった変更を受けてセンターの職員で対応できると判断し

ていると伺っております。

○事務局 要因について補足でございますが、今の対象高齢者の数によるものと、もう1つ、同じ法人内で居宅介護支援事業所を運営しているかどうかということも要因としてあると聞いております。同一法人であれば依頼がしやすいので、そこである程度の件数を受けていただけたところもあれば、そういった事業所が法人内にないところについては、別法人の事業所に依頼する必要があるので、1か所にお問い合わせできる数が少なく、多くの事業所への依頼が必要になるという傾向があると聞いております。

○会長 ありがとうございます。他にはございますか。

○委員 2つありまして、45事業所中36事業所となっているのですが、残りの9事業所については委託を受けないという事業所なののでしょうか。もう1点、先ほど委託がなかなか進まないという話がありましたけど、直接、居宅介護支援事業所に依頼できるとなったことを受けて、それを増やそうという方針はありますでしょうか。

○事務局 1点目の、委託の予定がされていない、残りの9事業所についてでございますが、各事業所によって事情は異なるところですが、例えばその運営している法人さんのお考えで、要介護の方を中心的に見ていくような考えであるため、委託は受けないとしている事業所もあります。あとは立地との関係で、その地域包括支援センターから委託する想定をしていないため、相手が断ったわけではないですが、載っていないところもあります。

○事務局 居宅介護支援事業所における介護予防支援の指定等に関する促進等の取組状況等も踏まえてのお話になりますが、こちらにつきましては、現状、市で、具体的な施策をもって介護予防支援の事業を居宅介護支援事業所に促進するという計画とは、今のところは特にはございません。ただ、先ほどもお話しさせていただきましたが、その背景としましては、居宅介護支援事業所の要介護の方々の対応に追われている現状や、ケアマネジャー不足の関係もある中で、居宅介護支援事業所自体に現状余力が多くないところがあります。それらを改善するため、市の1つの取組としましては、今年度からケアマネ研修の補助事業を行うことにより、ケアマネジャーの増員や地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の連携等を強化する取組に、市が積極的に関わることで、少しでも、居宅介護支援事業所が、介護予防支援に取り組めるような状況の下地づくりを進めていけるよう取り組んでいく次第でございます。

○委員 居宅介護支援事業者への支援は研修以外にもありますか。おそらく金銭的な支援が必要ではないかと思うのですが、そういった支援はありますか。

○事務局 介護支援専門員の研修の費用が実際の負担となりますが、そちらの研修にかかる費用の補助を行うという事業を今年度より行っております。質の向上に伴うケアマネ研修、ケアマネジャーの方々に向けた研修も、市の主催で行っているものもありますが、市

としましては、来年度以降も介護支援専門員の方が、自己負担されている研修費を市の方で負担するという補助事業を行っているところになります。

○会長 他にはありませんか。それでは無いようですので、議事4は以上とします。

それでは、続いて議事5の「府中市地域包括支援センターみなみ町の所在地の変更」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料4「府中市地域包括支援センターみなみ町の所在地の変更について」をご覧ください。本件は、開催通知と合わせて送付させていただいた内容と同様のものとなりますが、地域包括支援センター運営協議会の所掌事務である「センターの設置等に関する事」のうち、センターの設置、変更及び廃止等について、改めてご説明するものでございます。

みなみ町については、令和6年10月に実施した地域包括支援センターの担当区域変更に伴う担当区域の拡大や担当高齢者数の増に対応するため、職員を増員する必要があることから、令和6年度中に現行の事業所よりも広い事業所に移転することを計画しておりました。先日の12月の第3回協議会后に、正式に移転先の候補が選定されたため、本来であれば本協議会の会議の場でご意見を確認させていただくところではございましたが、移転予定日が本日の会議より前であったことから、書面によりご意見を確認させていただきました。

資料送付後、委員の皆さまからのご意見ご質問はございませんでしたので、予定どおり3月1日から移転先での業務を開始しております。なお、本件に関する市民への周知でございますが、2月15日発行の広報ふちゅうでの記事掲載と市ホームページ、また、公式LINE等の各種SNSにより行っております。さらに、市内の介護サービス事業所、医療機関のほか、担当区域の自治会、民生委員に対しても個別にご案内しております。本日、会議前にみなみ町に確認を取りまして、新しい事業所での業務開始から5日間経過し、「トラブルなく業務ができていますか。」と確認したところ、「問題なく業務ができています。」と報告を受けております。説明は以上となります。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました内容について、委員の皆さんから何かご意見はありますでしょうか。

それでは無いようですので、議事5は以上とします。それでは、続いて議事6の「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）の策定のためのアンケート調査の概要」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料5「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）の策定のためのアンケート調査の概要について」をご覧ください。本件は、令和7年度に実施を予定している府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）策定のためのアンケート調査の概要をご説明し、委員の皆さまからご意見をいただくものでございます。

まず、1の「調査の目的」ですが、本調査は、市民や市内のサービス提供事業者の高齢

者保健福祉や介護保険制度に対する意見やニーズを把握することにより、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）策定のための基礎資料を得ることを目的といたします。

次に、2の「調査設計の方向性」ですが、(1)において、次回実施する調査の変更点をお示ししています。変更点としまして、前回実施したアンケートから、回答者の負担の軽減に加え、より効果的にアンケート結果を活用する観点から、調査票の種類及び設問について、次の図のとおり、統合・整理を行いたいと考えております。令和4年度に実施したアンケート調査では、表の7から9の各調査を個別の調査票として各事業所に調査票を送付し回答いただいておりますが、回答者の負担を考慮し、設問を厳選したうえで、調査対象の事業所が重複する調査4に統合いたします。これまでの4の調査に当たる設問に回答した後に、調査対象に該当すれば、これまでの7・8・9に当たる設問に回答いただく、という調査票の作りとすることで、回答する事業所としてもボリュームのある調査票が複数送られるということが無くなり、負担の軽減につながるものと考えます。(2)と(3)につきましては記載のとおりでございます。

続いて2ページをご覧ください。3の「調査概要」ですが、表に記載のとおり1の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から6の医療機関調査により、市民やサービス事業所の意見やニーズを把握していく予定です。調査対象数については、前回調査の件数を参考に記載していますが、高齢者人口の伸び率や最新の事業所数を踏まえて決定してまいります。

なお、調査時期に関してですが、前回調査の12月の実施が、回収率として高くなかったことから、10月頃に早める予定です。

また、この一覧のうち、◎で示している3の在宅介護実態調査は、厚生労働省より実施が求められている調査となり、実施方法が認定調査員による聞き取り調査という性質上、長期にわたり実施する必要があることから、他の調査より先行して6月頃から実施する予定です。

最後に、現時点でのアンケート調査のスケジュール案としては、恐れ入りますが、資料7と併せてご覧いただければと思います。7月・9月と調査内容の検討を行い、10月から調査期間を1か月程度とり、分析作業と並行しながら、12月の会議で集計結果の速報をご報告したいと考えております。最終結果の報告は、3月に行う予定です。そして、このアンケート調査で得られた結果をもとに、令和8年度に市民やサービス提供事業者が抱える課題と施策の方向性についてご審議いただき、具体的な施策について検討してまいりたいと考えております。説明は以上となります。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました内容について、委員の皆さんから何かご意見はありますでしょうか。

○委員 こういった公的なアンケートというのは、回収率を見させていただくと結構高いとは思いますが。調査項目を厳選されたり、あるいは調査期間を長く取るとお話がありましたが、その他に回収率を上げるような方策というものを何かお考えなんでしょうか。

○事務局 回収率を上げていくための施策についてでございますけれども、資料の1ペー

ジ目の2の(3)に記載しておりますが、前回調査からこれまで郵送のみだった調査方法に加え、インターネットでの回答を併用して実施しています。来年度に実施する際も、このインターネットの回答について、より積極的に周知を行い、回答するに当たっての手続きを簡素化できるように努めていきたいと思っています。また、事業所については、繰り返しの説明にはなりますが、かなり多くの項目を聞いていたところもございますので、より分かりやすく、回答に値する項目を厳選して、事業所の回答についての協力を求めてまいりたいと考えてございます。

○委員 感想みたいなものですが、二次元コードを読み込んでインターネットを介して回答することが回答率を上げるということもやってみないとわからないのではないのでしょうか。困っていることを回答して解決するならば喜んで回答しますが、事業所からするとアンケートに答えたらどう変わるのかと感じます。特に目に見える反応や動きがないなら誰かが答えるから自分は回答しなくても良いとなってしまいます。アンケート自体はとても良いですが、フィードバックがあるというところがすごくありがたいので検討していただきたいです。また、アンケートを答える目的がはっきりするといいいのではないかと思います。

○会長 アンケートをすることによって市の計画に反映されるという大きな目標があるので、それをぜひ協力していただける方にしっかりお伝えするというのと、アンケートの結果の公表の仕方とについて教えてください。

○事務局 アンケートの結果の公表についてでございますが、前回の調査におきましては、集計してまとめたものをこちらの協議会で報告させていただくとともに市のホームページで議事録として公開して市民の方もご覧いただけるようにしているところでございます。その他、この協議会以外に、例えば、在宅医療介護の連携会議やその他の専門職の集まりで必要な部分を抜粋してご報告させていただいております。また、委員からあったフィードバックの部分については、市としてはそのアンケートに答えていただき、課題やニーズを計画に反映することによって市の施策に活かしていくというような目的があります。その目的も重要なのですが、それを現場の事業所の方々が実感していただけるかというところではない部分もあるかと思っておりますので、こちらの協議会でご意見をいただきながら、フィードバックのあり方・方法についても合わせて検討してまいりたいと考えております。また、補足的な話になりますが、アンケートの回収率の向上のところにつきまして、アンケートの調査票をお送りした後、回答期限までの間に、回答を促すためのメールであったり文書をお送りすることも合わせて検討しているところでございます。

○会長 ありがとうございます。この会議に関わっていると質問とその回答が計画に反映されていることをすごく感じます。そういうことが皆様にお知らせできるように、この会議での話し合いを議事録等にも残していきたいと考えております。現場の皆様にはご苦勞を強いてしまいますけれども、毎回反映してくださっていることで良い計画が検討されていると感じますので引き続きよろしく願いいたします。他にございますでしょうか。

○委員 この市民向けの在宅介護実態調査というのはヒアリングによるとありますけれども、どういう方が行うのかということアンケートの内容について、社会情勢の変化を反映して内容を検討するのでしょうか。例えば、認知症に関しては、新しい認知症観という考え方が国によって示されています。市民はアンケートによってその考え方が植え付けられて、こういう問題があると気づくこともあると思うので、そこを注意してアンケートを作成していただけたらと思います。

○事務局 3番の在宅介護実態調査でございますが、こちら手法といたしましては、介護認定の更新などの際の認定調査に合わせて実施するものでございます。そのため、認定調査員がそのアンケートの調査員を務めることとなります。もう1点ありました在宅介護実態調査の内容につきましては、国から質問項目というのが示されておりますのでそちらが基本となります。そこに自治体の事情を踏まえて若干のアレンジを加えることができるというような趣旨になっております。現時点で聞いている情報では、国からの在宅介護実態調査の調査内容につきましては、前回からの大きな変更を予定していないと聞いています。

○委員 認定調査の時というのと、答えたくないという選択もできるのでしょうか。もしかしたらそういう方もいらっしゃる、認定調査を受けていると全て言わなくてはならないと思う方もいるのではないのでしょうか。

○会長 ありがとうございます。調査前に同意や説明書とかそういった段階があつて拒否ができるのかということについて把握されていたらお願いします

○事務局 在宅介護実態調査の実施につきましては、認定調査員で当事者の方それから同席の方がいらっしゃればその方々にご説明をした上で同意書をご記入いただいております。そのため、回答は控えたいということであれば、その方についてはアンケート調査を実施しないということになります。

○会長 他にはありませんか。それでは無いようですので、議事6は以上とします。

それでは、続いて議事7の「令和6年度地域密着型サービス指定関係報告」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、「令和6年度地域密着型サービス指定関係報告」について、ご説明いたします。

本案件は、府中市介護保険サービスの地域密着型サービスにおいて、令和6年度中に行われた事業所の指定更新・休止・廃止及び他市に所在する事業所の指定に関する報告でございます。なお、この報告は、本来、地域密着型サービス指定関係部会において実施するところですが、本年度は、市内に所在する事業所の新規指定がなく、部会の開催が無いため、昨年3月開催の令和5年度第6回府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会以降に届出のありました事業所につきまして、本協議会でご報告させていただく

ものでございます。

お手元の資料6-1をご覧ください。こちらは、令和6年度に指定更新を行った府中市内の指定地域密着型サービス事業所でございます。地域密着型サービス事業所を含む介護保険サービスの事業所につきましては、指定基準等を遵守し、適切な介護サービスを提供することができるか、定期的にチェックする仕組みとして、6年ごとに指定更新を行うこととなっております。令和6年度に指定更新を行った市内事業所は、9事業所で、詳細は記載のとおりでございます。

続きまして、資料6-2をご覧ください。こちらは、令和6年度に新規指定及び指定更新を行った市外の指定地域密着型サービス事業所でございます。住所地特例を除いて、府中市の被保険者が府中市外の地域密着型サービスを利用することに当たっては、府中市においてもその事業所を指定する必要があり、6年ごとの指定更新の際にも続けて介護サービスを利用している場合には、更新の手続きを行うことになっております。令和6年度に新規指定及び指定更新を行った市外事業所は、2事業所で、詳細は記載のとおりでございます。なお、資料6-1及び資料6-2に記載の指定地域密着型サービス事業所の指定に当たっては、各事業所から人員、設備、運営の基準に関する関係書類を受理し、担当職員により照合を行い、基準要件を満たしていることを確認しております。

続きまして、資料6-3をご覧ください。こちらは、事業を廃止する府中市内の指定地域密着型サービス事業所でございます。1つ目の事業所は「泉苑ケアセンター」で、サービスの種類は、「認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護」でございます。廃止の理由としましては、新たな利用希望がなく、利用者増加が見込まれなくなったため、令和6年3月31日をもって廃止となりました。2つ目の事業所は「安立園在宅ケア・センター」で、サービスの種類は、「認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護」でございます。廃止の理由としましては、人員不足のため、令和6年3月31日をもって廃止となりました。

最後に、資料6-4をご覧ください。こちらは、事業を廃止する市外の指定地域密着型サービス事業所でございます。廃止は、3事業所で、全て利用者のサービス利用の終了によるものでございます。説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました内容について、委員の皆さんから何かご意見はありますでしょうか。

○委員 泉苑と安立園の認知症対応型の通所がなくなってしまうということですがあの圏域で希望者がいないのでしょうか。また、安立園は人がいないということが理由ですが、これは圏域変更の影響などその事情がもし分かれば教えていただきたいです。

○事務局 今回のこちらの2か所の認知症対応型通所介護の廃止につきましての説明をさせていただきます。まず1つ目の泉苑ケアセンターにおきましては、利用者の希望がないということではありますが、元々ご利用されていた方は少数ではありますがいらっしゃいました。こちらの事業所につきましては、令和5年3月31日をもって休止しておりましたが、1年間の休止の後に事業の再開の見込みがないため令和6年4月1日をもって廃止

となった経過があります。また、その際に利用のありました利用者様におきましては、別の通所介護のサービスに利用を移られたり、その他のデイサービスに場所を変えて利用するなどの引き継ぎを行った上で滞りなくサービスの引き継ぎが行われている経過があります。安立園在宅ケアセンターにおきましては、介護人材の不足が主な理由というところがございます。こちらにつきましてもご利用されていた方がいらっしゃいましたが、令和4年4月1日から休止をしていた経過があります。コロナ禍の影響等もあって事業の再開が難しい、再開に向けて検討していたところではあったのですが、やはり最終的には人材の確保が難しいというところを大きな理由として、令和6年3月31日をもって廃止という結果になりました。

○会長 ありがとうございます。他にはございますか。

○委員 こういった指定や更新、あるいは廃止の報告というのは年に1回この会議にあげるようなものなのではないでしょうか。というのは、資料6-4のサービス事業者の廃止についての年月日が令和5年とか令和3年となっています。これは、廃止されて数年経っているということかと思えます。他の事業所はだいたい1年以内とかでご報告いただいておりますが、これだけはこの廃止されたにもかかわらず、ずいぶん後になってご報告いただいているようですが、この違いというのは何故だろうと思いましたので教えていただければと思います。

○事務局 今回の地域密着型サービスの事業所の報告につきましては、市内における新規指定の事業所の申請案件があった際には、地域密着型指定関係部会を開催し、報告させていただく内容になりますが、本年度におきましては、市内における新規指定の事業所の申請がございませんでしたので、本協議会をもって報告させていただいております。また、2点目にありました、資料6-4の市外の指定地域密着型サービス事業者の廃止について説明させていただきます。こちらにつきましては、廃止年月日が今年度以前となっているものが3件並んでいます。こちらの理由としましては、本来でありましたら各事業所においてサービスを利用されている方がいなくなった時点で廃止の届出をいただくものにはなるのですが、事業所からの届出がなく、書類等のやり取りをしていく過程で、事業所が廃止届を出していなかったことが発覚しました。それらを踏まえて、実際にサービスを利用されていた方が利用を終了した日付で廃止届を提出していただいたことによるものです。

○会長 他にはありませんか。それでは無いようですので、議事7は以上とします。

それでは、最後に議事8の「その他」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、事務局から1点、次回の会議日程等についてお知らせいたします。恐れ入りますが、資料7をご覧ください。

令和7年度の本協議会の開催につきまして、およそ隔月の開催とし、年6回程度の開催を想定しています。なお、次回、令和7年度第1回目の協議会は、5月中旬で調整する予定です。日程が確定しましたら改めてお伝えいたします。

また、内容としては、1つ目に、第10期計画の策定に向けて、市民・事業者・医療機関を対象に実施するアンケート調査の項目案についてご説明いたします。

2つ目に、令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」により、認知症施策推進計画の策定が努力義務化されたことを受け、令和7年度から、本協議会及び新たに設置予定の認知症部会の中で、府中市認知症施策推進計画の協議を行う予定です。部会の委員の選出に関しては、本協議会から2名程度、また認知症のある方及びその介護者の方々から、それぞれ3名程度、合わせて8名程度の部会を設置しようと考えています。部会の内容は、資料に記載のとおり、本協議会の委員と認知症のある方及びその介護者の方から、自由に意見を挙げてもらうワールドカフェ形式により、リラックスした雰囲気の中で自由に対話し、メンバーが相互理解を深めながら、全員の意見や知識を集めることができる方法での意見交換を想定しており、6月から8月までの期間で3回程度開催予定です。

3つ目に、地域包括支援センター運営協議会として、各地域包括支援センターの令和6年度の事業報告と令和7年度の事業計画についてご説明いたします。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明のあった内容について、ご意見やご質問はありますか。

○委員 アンケートについてですが、仕事の忙しいとか、回答がどのように活用されてくるのかフィードバックがなかなか来なくて、ついつい回答を逃してしまうことが多いので、こういう形でアンケート結果を利用しましたといったフィードバックが早めであれば、もう少しアンケートの回収率が上がるのではないかと思います。

○事務局 いただいた意見も踏まえ、フィードバックの方法ももちろんですが、アンケートを依頼する際にも、回答した結果がどういった形で繋がっていくのかを示すことで、協力を得られるように工夫をしてみたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。他にはございますか。

○委員 先ほど後見人のその事業がうまく進まないというか、時間がかかるって話について教えていただきたいのですが、私は医療職なので、たまに、後見相当や補佐とかで意見書を書いています。家裁が入るので、こちらがやるのはそれだけなのですが、戸籍調査ってそんなに時間かかるのでしょうか。マイナンバーや住基ネットなど、いろんなシステムがあって、割とすぐに話が進むと思っていたのですが、その辺の事情を簡単に教えていただければ助かります。

○事務局 戸籍調査は親族が少なければすぐに終わりますが、兄弟が多い方などは、親族調査に時間がかかっています。その兄弟や親族の戸籍を追うにあたって、その人がどこに住んで、どこに戸籍があるかというところで、全国各地にいらっしゃる親族のいる自治体に照会をかけて、その戸籍が帰ってきた後、また次の戸籍を追っていくということをして

います。マイナンバーは関係なく、郵送でのやり取りにて行っております。

○事務局 戸籍調査に時間がかかっているという部分について補足ですが、成年後見の申し立てに関しましては、家庭裁判所の方で示しているルールとしては、4親等内の親族であれば申し立てができるというふうにされております。府中市では、親族で申し立てができる方がいない場合に、市長の名前で申し立てをするというような運用を行っております。こちらにつきまして、以前は、2親等内の親族と推定相続人までを追うというルールで行っていたところになりますので、ご兄弟が亡くなられている方につきましては、その甥姪までを追わなければならない、確定しなければいけない範囲が広いため時間がかかっていたという状況がございます。ただし、申し立てに時間がかかるということにつきましては、成年後見制度の利用の促進を、市からの委託を受けている社会福祉協議会も含めて課題として捉えておりまして、若干ですが見直しが行われております。現状では2親等内の親族までを確認するというように改めていますので、若干の短縮が図れるようになってきているところがございます。

○会長 よろしいでしょうか。それでは無いようですので、最後に、今年度の会議が本日で終了ということで、現状の体制での最後となることから事務局を代表して福祉保健部長から一言ご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

《部長 挨拶》

○会長 ありがとうございます。今年度の会議が本日で終了ということで委員の皆様もありがとうございます。それでは、第4回府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会を終了いたします。おつかれさまでした。